

起きてはならない最悪の事態を回避するための推進方針

目標 1. 大規模自然災害が発生したときでも、人命の保護が最大限図られる

最悪の事態 1-1 大地震による建物等の倒壊や火災による死傷者の発生

「耐震性の低い建築物が倒壊する」ことを回避するための推進方針

(住宅の耐震化)

- ① 住宅の倒壊による人的被害や火災等を防止するため、住宅の耐震化促進に向けて、住民への普及啓発や耐震診断・耐震改修に対する支援を推進する。【建設課】

(公共特定建築物※の耐震化)

- ② 災害時の拠点機能の確保のため、耐震改修促進計画に基づき、特定建築物について計画的に耐震化を実施しており、今後も適切な維持修繕に努める。【建設課】

※「特定建築物」「建築物の耐震化の促進に関する法律」第 14 条第 1 号及び第 2 号による建築物

(学校の耐震化)

- ③ 児童生徒の安全確保と災害時の避難所としての利用を想定し、学校施設の耐震化を計画的に実施してきており、今後も施設の適切な維持修繕に努める。【学校教育課】

(社会福祉施設等の耐震化)

- ④ 未耐震施設の状況や施設設置者の改修計画等を踏まえつつ、補助事業等の活用により、耐震化を促進する。【福祉課】【介護サービス課】

(空き家対策)

- ⑤ 所有者による適切な管理が行われていない空き家の倒壊等による被害の拡大を防止するため、県と連携をし、空き家対策に関する情報提供や市町村相互間での意見交換の場を設けるなど、空き家対策を推進していく。【総務課危機管理室】

(地震発生直後の近隣住民による共助)

- ⑥ 本市の自主防災組織の設置率は 100%であるが、引き続き訓練や講習会により、災害対応力の維持向上を図る。また避難行動要支援者については、消防・警察・民生委員などと連携をし、避難訓練の実施などを、計画する。【総務課危機管理室】

「家具類の転倒」を回避するための推進方針

(家具の固定など室内安全対策の推進)

- ⑦ 家庭や事業所における室内の安全確保のため、家具の固定など、消防と連携した普及啓発を推進する。【総務課危機管理室】

「住宅火災に気づかない」ことを回避するための推進方針

(住宅用火災警報器の設置)

- ⑧ 火災からの逃げ遅れによる死者等の増加を防ぐため、消防と連携し、消火器の設置と併せて推進に取り組む。【総務課危機管理室】

【重要業績指標】目標値

- ・ 住宅の耐震化率 H27 時点 57.7% ⇒ H33 目標 65%【建設課】
- ・ 公共特定建築物の耐震化率 H27 時点 100% ⇒ 維持【建設課】
- ・ 学校施設の耐震化率 H27 時点 100% ⇒ 維持【学校教育課】
- ・ 住宅用火災警報器の設置率 H27 時点 68% ⇒ H33 目標 80%【総務課危機管理室】

最悪の事態 1-2 大規模津波等による死傷者の発生**「堤防や護岸等のインフラが被害を受ける」ことを回避するための推進方針****（海岸保全施設の整備・管理）**

- ① 津波、高潮及び波浪等による浸水被害の防止・軽減を図るため、浸食の著しい海岸の優先的な整備を促進する。また、漁港における海岸保全施設については、優先順位を決めて老朽化対策等を推進する。【建設課・農林水産課】

（堤防等の耐震化の推進）

- ② 津波遡上の可能性がある河川について、堤防の嵩上げや耐震化等の対策を促進する。【建設課】

（海岸関連施設の老朽化対策）

- ③ 県で、今後策定する長寿命化計画に基づき、緊急度の高い施設から優先的に整備を進めるなど、より一層の対策を促進する。【建設課】

「津波到達までに逃げ切れない」ことを回避するための推進方針**（津波ハザードマップ等の作成・周知）**

- ④ 市は、全戸配布した「津波ハザードマップ」について、必要に応じ修正するとともに、引き続きホームページ掲載や防災関係講習会等で内容の周知活動を推進していく。【総務課危機管理室】

（津波避難計画の策定）

- ⑤ 市は、平時の津波防災教育・啓発や避難訓練、津波警報等の発令時の避難対象地域、緊急避難場所、避難経路、避難指示等を発令するための情報収集・伝達方法等を定めた「津波避難計画」の策定をし、避難行動を速やかにとれるよう周知徹底を図る。【総務課危機管理室】

【重要業績指標】目標値

- ・ 海岸保全施設等の老朽化対策の促進【建設課】
- ・ 津波ハザードマップの作成 H27 時点 作成済み（必要に応じて修正をする）【総務課危機管理室】
- ・ 津波避難計画の策定【総務課危機管理室】

最悪の事態 1-3 集中豪雨や高潮等による広域かつ長期的な市街地等の浸水

「河川堤防など構造物の損傷」を回避するための推進方針

（河川改修等の治水対策）

- ① 洪水を安全に流下させるための河道の掘削、築堤、護岸の整備などの治水対策を実施しており、今後は維持修繕を適切に行うとともに、必要な排水路の整備を計画的に推進する。【建設課】

（河川・ダム関連施設の老朽化対策）

- ② 今後策定する長寿命化計画に基づき、緊急度の高い施設から優先的に整備を進めるなど、より一層の対策を推進する。【建設課】【農林水産課】

（避難勧告等の発令基準等の策定（高潮災害））

- ③ 市は、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）の発令基準を含む「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」（高潮災害）について策定済みであるが指針等の改訂などにあわせて見直しをする。

また、事態の推移に応じた的確な対応、関係機関が相互に連携した対応、災害発生の前の段階における早めの対応による被害の最小化を図るため、台風等を踏まえたタイムライン策定の検討をする。【総務課危機管理室】

【重要業績指標】目標値

- ・ 市管理河川整備率（H27 時点の改修計画において） 100% ⇒ 維持【建設課】
- ・ 河川・ダム関連施設の長寿命化計画の策定【建設課】【農林水産課】
- ・ 避難勧告等の判断・伝達マニュアル（高潮災害）の策定 H27 時点策定済み 【総務課危機管理室】

最悪の事態 1-4 大規模な土砂災害等による死傷者の発生

「土石流や崖崩れに巻き込まれる」ことを回避するための推進方針

（土砂災害対策施設の整備）

- ① 要配慮者利用施設や重要な公共施設などを保全対象とする箇所から優先的に整備を進めるほか、家屋等の保護のため、より一層の対策を促進する。【建設課】

（砂防関連施設の老朽化対策）

- ② 県で今後策定する長寿命化計画に基づき、緊急度の高い施設から優先的に整備を進めるなど、より一層の対策を促進する。【建設課】

（土砂災害警戒区域等の指定・公表）

- ③ 県が実施する土砂災害危険箇所における基礎調査に基づく、土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域の指定を促進する。【総務課危機管理室】

（土砂災害ハザードマップの作成・周知）

- ④ 土砂災害防止法に基づく土砂災害危険箇所における土砂災害危険区域・土砂災害特別警戒区域の指定等を反映した土砂災害ハザードマップを作成し、危険性や早期避難の重要性に関する啓発を継続する。【総務課危機管理室】

（避難勧告等の発令基準等の策定（土砂災害））

- ⑤ 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）の発令基準を含む「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」（土砂災害）について策定済みであるが指針等の改訂などにあわせて見直しをする。【総務課危機管理室】

【重要業績指標】

- ・ 土砂災害対策施設の整備の促進【建設課】
- ・ 土砂災害警戒危険区域指定率 H27 時点 61% ⇒H33 目標 100%【総務課危機管理室】
- ・ 土砂災害ハザードマップの作成 基礎調査完了箇所は作成済み【総務課危機管理室】
- ・ 避難勧告等の判断・伝達マニュアル（土砂災害）の策定 H27 時点策定済み【総務課危機管理室】

最悪の事態 1-5 暴風雪及び豪雪による死傷者の発生**「道路が雪で交通不能になる」ことを回避するための推進方針****（道路除雪等による冬期の交通確保）**

- ① 各道路管理者が相互に連携し、それぞれの除雪計画を策定するなど、冬期の円滑な交通確保に取り組んでいく。また、大雪注意報などの気象情報での対応はもとより、局地的な大雪にも対応できる体制を構築する。

【建設課】

- ② 除雪体制の確保のため、熟練技能を有する除雪オペレーターの育成や、除雪機械の更新等について、受託する業者等へ働きかける。【建設課】

- ③ 雪崩予防柵・防雪柵等の雪害対策施設等の計画的な整備・更新を推進する。

【建設課】

「雪下ろしによる死傷者が多数発生する」ことを回避するための推進方針**（雪下ろし事故防止対策の推進）**

- ④ 安全対策の徹底を図るため、様々な媒体を活用した広報活動など、普及啓発を図り、雪下ろし作業中の事故防止に努める。【総務課危機管理室】

【重要業績指標】 目標値

- ・ 除雪実施計画の見直し【建設課】

最悪の事態 1-6 情報伝達の不備等による避難行動の遅れに伴う死傷者の発生**「関係機関の情報が途絶した」ことを回避するための推進方針****（関係行政機関等による情報共有体制の強化）**

- ① 災害時において、市・消防・警察・気象台など関係機関との情報共有や連絡体制の強化を図っていく。

【総務課危機管理室】

（秋田県総合防災情報システムによる迅速・確実な情報伝達体制の強化）

- ② 災害時の「秋田県総合防災情報システム」（平成 27 年度運用開始）の確実な運用を図るため、平時から関係機関とともに訓練等を行う。【総務課危機管理室】

「住民へ情報伝達ができない」ことを回避するための推進方針

（Ｊアラート等による情報伝達）

- ③ 「全国瞬時警報システム」（Ｊアラート）による住民への確実な情報伝達を図るため、定期的な運用試験等による確実な受信・伝達体制の構築をする。【総務課危機管理室】

（市町村における複数の情報伝達手段の整備等）

- ④ 市による住民への情報伝達手段として、市防災行政無線、登録制メールなど多様化が進められている。今後は、ＳＮＳ等による効果的な情報伝達手段の構築等を自主防災組織と連携し、推進する。

また、県をはじめとする関係機関との複数の情報伝達手段の確保と併わせて、災害種別、発令地域、天候状況、時間帯等を考慮した住民向けの情報伝達手段の整備について、秋田県作成の「多様な災害情報伝達手段の整備に関する手引き」をもとに検討する。【総務課危機管理室】

（秋田県河川砂防情報システムによる情報提供）

- ⑤ 「秋田県河川砂防情報システム」により、土砂災害危険度等の情報を提供するとともに、避難勧告等の発令判断に資するために、今後は老朽化の進んだ測定施設や機器の改良・更新の促進をする。【総務課危機管理室】

（避難勧告等の発令基準）

再掲 1－2（津波避難計画の策定）

市は、平時の津波防災教育・啓発や避難訓練、津波警報等の発令時の避難対象地域、緊急避難場所、避難経路、避難指示等を発令するための情報収集・伝達方法を定めた「津波避難計画」の策定をする。

【総務課危機管理室】

再掲 1－3（避難勧告等の発令基準等の策定（高潮災害））

市は、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）の発令基準を含む「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」（高潮災害）について策定済みであるが指針等の改訂にあわせて見直しをする。

【総務課危機管理室】

再掲 1－4（避難勧告等の発令基準等の策定（土砂災害））

市は、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）の発令基準を含む「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」（土砂災害）について策定済みであるが指針等の改訂にあわせて見直しをする。

【総務課危機管理室】

【重要業績指標】目標値

- ・ 秋田県総合防災情報システム操作訓練の定期実施 毎年実施【総務課危機管理室】
- ・ 秋田県情報集約配信システムを導入し情報発信できる体制の整備 H27 時点 整備済み【総務課危機管理室】
- ・ Ｊアラート自動起動措置の整備 H27 時点 （国民保護情報）対応済み 【総務課危機管理室】
- ・ 複数の情報伝達手段の整備 H27 時点整備済み（防災行政無線、登録制メール）⇒維持【総務課危機管理室】

最悪の事態 1-7 防災意識の低さによる避難行動の遅れに伴う死傷者の発生

「避難の遅れによる死傷者の発生」を回避するための推進方針

（自主防災活動の充実・強化）

- ① 自助・共助による自発的な防災活動の促進を図るため、広報活動や研修を通じ、防災知識の向上や災害に対する備えの重要性を啓発するとともに、訓練への協力をし、自主防災組織の活動の充実・強化を働きかけていく。【総務課危機管理室】

（自主防災アドバイザーの派遣）

- ② 市は、「秋田県自主防災アドバイザー」と連携し、自主防災組織等が行う自主防災活動に派遣し、助言等を行うほか、リーダー等を対象とした研修や優良組織の表彰の推薦などにより自主防災組織の育成強化を推進する。【総務課危機管理室】

（学校における防災教育の充実）

- ③ 児童生徒が災害発生時に自ら生命・身体を守る行動ができるよう、また防災意識や自助の重要性を認識できるように、学校における防災教育を推進する。【学校教育課】

【重要業績指標】目標値

- ・ 自主防災組織率 H27 時点 100% ⇒ 維持 【総務課危機管理室】
- ・ 自主防災アドバイザーの派遣回数 H27 単年度実績 2 回 ⇒ H28～H33(合計) 目標 15 回 【総務課危機管理室】
- ・ 防災訓練等を実施する学校の割合 H27 単年度実績 100% ⇒ 維持 【学校教育課】
(公立の小・中学校)

目標 2. 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる

最悪の事態 2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

「備蓄やインフラ設備の事前対策が進まず、災害時に食料・飲料水等が枯渇する」ことを回避するための推進方針

（共同備蓄物資の計画的な整備）

- ① 市は、県と連携をし、「共同備蓄品目」について、備蓄目標量は達成しており、今後は、賞味期限のある食料・飲料水等の計画的な更新をする。【総務課危機管理室】

（民間事業者との物資調達協定の締結）

- ② 市は、災害時に民間事業者から物資を調達できるよう、さらなる協定の締結を推進する。【総務課危機管理室】

「救援物資が届かない」ことを回避するための推進方針

（住民・自主防災組織による備蓄の促進）

- ③ 地域住民や自主防災組織に対して 3 日分の飲料水や食料等を備蓄するよう、普及啓発を推進する。【総務課危機管理室】

（避難所への備蓄の促進）

- ④ 市は、災害発生時の迅速・確実な物資提供が可能となるよう、あらかじめ避難所となる施設への備蓄のほか民間事業者についても備蓄について普及啓発を推進する。【総務課危機管理室】

（物流事業者との物資輸送・保管協定の締結）

- ⑤ 市は、災害時の物資輸送及び保管・仕分け等を円滑に行うため、物流事業者に協力を要請できる協定の締結を推進し、物流の実効性を高める取り組みを進める。【総務課危機管理室】

（物資集積拠点の指定）

- ⑥ 市は、救援物資が必要となる大規模災害時には、それぞれ救援物資の受入れ・仕分け・保管・出庫等を行う物資集積拠点が必要であるため、拠点確保の検討をする。【総務課危機管理室】

（物資の輸送・保管・仕分け等に関するマニュアルの策定・運用）

- ⑦ 「大規模災害時における救援物資の調達・輸送・供給マニュアル」（平成 26 年 3 月県策定）を活用した物資輸送訓練の実施等により、物流の実効性を高めていく。【総務課危機管理室】

（国や他都道府県等との連携）

- ⑧ 大規模災害時における国や他自治体からのプッシュ型支援による大量物資の輸送等に対応できるよう、現在、国が検討中の大規模災害時の物資供給の仕組み等を踏まえ、外部から避難所に効率的に供給する体制を検討する。【総務課危機管理室】

【重要業績指標】 目標値

- ・ 共同備蓄物資の目標達成 H27 時点達成済み ⇒ 維持【総務課危機管理室】
- ・ 災害時における物資の供給に関する協定の締結 H27 時点 締結済み 【総務課危機管理室】
- ・ 避難所に物資を備蓄している避難所数 H27 時点（累計） 2 箇所 ⇒ H28 時点 5 箇所（累計）【総務課危機管理室】
- ・ 災害時における救援物資輸送等の協定 H27 時点締結済み【総務課危機管理室】
- ・ 市内の公共施設を物資集積拠点として指定【総務課危機管理室】
- ・ 「大規模災害時における救援物資の調達・輸送・供給マニュアル」の策定【総務課危機管理室】

最悪の事態 2-2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の発生

「孤立地区の被害状況を把握できない」ことを回避するための推進方針

（通信手段の確保）

- ① 市は、孤立するおそれのある地区への衛星携帯電話など通信手段の確保のほか、災害時を想定した通信訓練の実施を働きかけていく。【総務課危機管理室】

「孤立状態が解消できない」ことを回避するための推進方針

（孤立予防対策）

〔再掲〕 1－3 （河川改修等の治水対策）

洪水を安全に流下させるための河道の掘削、築堤、護岸の整備などの治水対策を実施しており、今後も維持修繕を適切に行うとともに、必要な排水路の整備を計画的に推進する。 【建設課】

〔再掲〕 1－4 （土砂災害対策施設の整備）

要配慮者利用施設や重要な公共施設などを保全対象とする箇所から優先的に整備を進めるなど、より一層の対策を促進する。【建設課】

（道路施設の老朽化対策）

道路施設の適切な点検と併せて、補修が必要とされる箇所について、早急に整備を進めていく。

【建設課】

（道路施設の防災対策）

- ③ 幹線道路上の橋梁や重要構造物については、落石・岩盤崩落などの道路法面对策とあわせて補助制度等を活用し計画的な維持修繕を進め、災害時においても道路交通の信頼性、安全性を確保する。【建設課】

（自家発電機など電力の確保）

- ④ 市は、孤立するおそれのある地区への自家発電機器等の配備を働きかけ、地域で避難所運営ができるよう啓発を行う。【総務課危機管理室】

（緊急物資の備蓄）

- ⑤ 市は、孤立するおそれのある地区ごとに、飲料水、給水用品、食料品、生活雑貨、冷暖房器具、燃料、医薬品等の物資の備蓄を働きかけていく。【総務課危機管理室】

【重要業績指標】 目標値

- ・ 市管理河川整備率 （H27 時点の改修計画において） 100% ⇒ 維持【建設課】
- ・ 土砂災害対策施設の整備の促進(1-4 の再掲)【建設課】
- ・ 幹線道路上の橋梁等の計画的な維持修繕 【建設課】

最悪の事態 2-3 消防等の被災等による救助・救急活動の停滞

「消防庁舎の被災等による応急活動機能の喪失」を回避するための推進方針

（消防施設の機能維持（耐震化、非常用電源の確保））

- ① 消防本部・消防署の耐震化、非常用発電機の設置等を働きかける。また、消防車両の計画的な更新、情報通信手段の多様化などにより、大規模災害発生時にも機能維持が可能となる対策を促進するとともに、必要に応じて防火水槽・消火栓の新設について検討する。【総務課危機管理室】

「応急活動を行う人員が不足する」ことを回避するための推進方針

（消防団への加入促進）

- ② 消防団員の確保に向けて、企業、大学等に対し消防団への加入要請を行う。また、消防団協力事業所の認定について市内事業所等に働きかけていく。【総務課危機管理室】

（消防団員の技術力の向上）

- ③ 市は、地域防災力の中核を担う消防団員の知識・技術の習得や資質向上を図るため、消防学校での消防団員を対象とした教育訓練に継続して参加できるよう団員に働きかける。【総務課危機管理室】

（津波災害時の団員の安全確保）

- ④ 津波災害時に消防団が安全に活動できるよう、市は「消防団地震津波行動マニュアル」を策定し、団員自らの命を守るとともに、ひいては多くの人命を救うことに資している。【総務課危機管理室】

【重要業績指標】目標値

- ・ 消防団員数の条例定数充足率 H27 時点 90.1% ⇒ H33 目標 95%程度【総務課危機管理室】
- ・ 消防団協力事業所数 28 事業所 H27 時点（累計） ⇒ H33 目標（累計） 30 事業所【総務課危機管理室】
- ・ 市消防団員の消防学校教育訓練受講者数 6 人 H27 単年度実績 ⇒ H28～H33（合計）目標 40 人【総務課危機管理室】
- ・ 津波災害時の消防団地震津波行動マニュアルの策定 H27 時点 策定済み【総務課危機管理室】

最悪の事態 2-4 多数の帰宅困難者や観光客の避難等の発生に伴う避難所等の不足**「被災者が避難所の場所を把握していない」ことを回避するための推進方針****（指定緊急避難場所、指定避難所の指定等）**

- ① 「指定緊急避難場所」「指定避難所」については、指定済みであるが、市職員・施設管理者・自主防災組織との連携により、避難所の開設・運営ができるよう避難所運営マニュアルによる協力体制を構築する。【総務課危機管理室】

（観光客への指定緊急避難場所、指定避難所の周知）

- ② 指定緊急避難場所、指定避難所の施設名称・位置等について、ハザードマップの作成・配布、広報への掲載、ホームページ等を通じて周知を図っているが引き続き周知徹底をする。また観光客向けには、避難所等を記載したパンフレット等の配布について観光協会と連携をし、進める。【観光課】

（福祉避難所の指定）

- ③ 福祉避難所については指定をしているが、開設・運営が迅速にできるよう福祉避難所運営マニュアルの策定をする。【福祉課】

「避難所が被災して使用できない」ことを回避するための推進方針**（学校施設の防災機能強化の推進）**

- ④ 指定避難所として有効に活用するため、学校施設等における避難所機能強化を推進する。また要配慮者に対する事前の部屋割りを検討する。【学校教育課】

「避難所外への避難者を把握できない」ことを回避するための推進方針**（避難所以外の場所に滞在する被災者への支援）**

- ⑤ 大規模災害時における指定された避難所以外への避難者の把握について、消防団や自主防災組織と連携をし、把握に努める。【総務課危機管理室】

【重要業績指標】目標値

- ・ 指定緊急避難場所の指定数（地震・火災・高潮・土砂） H27 時点（累計） 97 箇所【総務課危機管理室】
- ・ 指定緊急避難場所の指定数（津波） H27 時点（累計） 92 箇所【総務課危機管理室】
- ・ 指定避難所施設の指定数 H27 時点（累計） 23 箇所【総務課危機管理室】
- ・ 福祉避難所の指定数 H27 時点（累計） 9 箇所【福祉課】
- ・ 福祉避難所運営マニュアルの策定【福祉課】

最悪の事態 2-5 医療施設及び関係者の不足・被災等による医療機能の麻痺

「医療施設が機能を喪失する」ことを回避するための推進方針

（災害拠点病院の耐震化）

- ① 災害時の医療救護活動の拠点となる、みなと市民病院については耐震性が確保されており、今後も計画的な維持修繕に努める。【みなと市民病院】

「医薬品等を確保できない」ことを回避するための推進方針

（災害時における医薬品・医療機器等の供給・確保体制の整備）

- ② 災害拠点病院や調剤薬局等における医薬品等の常用備蓄のほか、今後も、災害時の緊急医薬品・医療機器の流通備蓄を行う。【みなと市民病院】

「被災地での医療救護活動が滞る」ことを回避するための推進方針

（災害医療コーディネーターの配置）

- ③ 市は、県と連携をし、「災害医療コーディネーター」を配置し、DMA Tの待機・出動要請や医療機関への協力要請などの調整業務を迅速に行う。また、地域の医療機関や医療従事者の活用も検討する。

【みなと市民病院】

【重要業績指標】目標値

- ・ みなと市民病院の耐震化 H27 時点 耐震化済み ⇒ 維持【みなと市民病院】
- ・ みなと市民病院の BCP（業務継続計画）の策定【みなと市民病院】

最悪の事態 2-6 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

「避難所で感染症が集団発生する」ことを回避するための推進方針

（市町村の健康危機管理能力の向上）

- ① 避難所における感染症の発生・蔓延を防ぐため、市、保健所が連携し避難所における感染症のまん延防止対策を推進する。また定期的な衛生・防疫体制の強化のための研修会等を実施する。【健康子育て課】

（平時からの感染症予防対策）

- ② 平時からの感染症の予防対策として、予防接種を実施する。また平時からの予防接種に努めるよう市民に周知する。【健康子育て課】

【重要業績指標】目標値

- ・ 麻しん・風しん混合ワクチン接種率 H27 時点 94.2% ⇒ H33 目標 100% 【健康子育て課】
- ・ BCG ワクチン接種率 H27 時点 99.2% ⇒ H33 目標 100% 【健康子育て課】
- ・ 感染症まん延防止対策等に関する研修会の実施 【健康子育て課】

目標 3. 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する

最悪の事態 3-1 行政施設及び職員の被災による行政機能の大幅な低下

「業務が継続できない」ことを回避するための推進方針

（市の業務継続体制の強化）

- ① 市は「大規模災害時における男鹿市業務継続計画」を策定し、課所等ごとの非常時に優先すべき応急業務及び通常業務を明らかにしているが、職員の参集や安否確認、執務環境の確保等について組織体制の変更等を踏まえ、適宜見直しを図っていく。また、市有施設等の適切な維持管理を図るため、総合管理計画の策定をする。【総務課危機管理室】【財政課】

「市庁舎が倒壊する」ことを回避するための推進方針

（市庁舎の耐震性強化）

- ② 本庁舎は耐震改修済みであり、若美庁舎は昭和 56 年以降の耐震基準により建設されているため、倒壊又は崩壊する危険性は低い。今後も計画的な維持修繕に努める。【財政課】

（執務環境の整備）

- ③ 書類等の落下防止や十分な避難通路スペースの確保ができるように、職員に対し、執務室の整理、整頓の徹底を周知する。 【財政課】

「市庁舎の機能が喪失する」ことを回避するための推進方針

（停電時の行政機能の確保）

- ④ 庁舎に設置されている太陽光発電装置の維持に努める。【財政課】

（停電対応訓練の実施）

- ⑤ 停電対応訓練の実施等により、非常時優先業務を継続するための手順確認と、その習熟を図る。
【財政課】

【重要業績指標】目標値

- ・ B C P（業務継続計画）の策定 H28 策定済み【総務課危機管理室】
- ・ 本庁舎は耐震改修済み、若美庁舎は昭和 56 年以降の耐震基準により建設 ⇒ 維持【財政課】
- ・ 庁舎に自家発電装置及び蓄電池を設置 【財政課】
- ・ 停電対応訓練（年 1 回）の実施 【財政課】
- ・ 公共施設等総合管理計画の策定 【財政課】

目標 4. 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要なライフライン・情報通信機能を確保するとともに、これらの早期復旧を図る

最悪の事態 4-1 国道 101 号、県道男鹿半島線をはじめとする幹線道路等の地域交通ネットワークが分断する事態

「災害時における緊急輸送道路ネットワークの寸断」を回避するための推進方針

（幹線道路等の整備）

①災害時における円滑な救急活動や救援物資の輸送のため、国道 101 号、県道男鹿半島線をはじめとする幹線道路の計画的な整備の促進をする。【建設課】

再掲

2－2（道路施設の老朽化対策）

道路施設の適切な点検と併わせ、補修が必要とされる箇所について、早急に整備を進めていく。【建設課】

再掲

2－2（道路施設の防災対策）

幹線道路上の橋梁や重要構造物については、落石・岩盤崩落などの道路法面对策と併わせ、補助制度等を活用し計画的な維持修繕を進め、災害時においても道路交通の信頼性、安全性を確保する。【建設課】

「港湾機能の停止」を回避するための推進方針

（港湾施設の耐震化）

② 災害時における物資や避難者の輸送、応援部隊の受け入れ等を船舶で行う際の防災拠点として活用するため、港湾の耐震強化岸壁の整備を促進する。【男鹿まると売込課】

「鉄道施設機能の停止」を回避するための推進方針

（鉄道施設・設備の強化）

③ J R 東日本（秋田支社）では、災害に伴う被害が予想される橋梁・盛土・トンネル等の定期的な検査を行い、必要に応じて補強・取替え等の対策を実施することとしている。また、平時から、災害時を想定した警戒態勢の確立、非常参集等の防災訓練の実施、災害時に必要な資機材の整備等に努めている。

【東日本旅客鉄道（株）秋田支社】

【重要業績指標】 目標値

- ・ 国道 101 号の整備促進 浜間口バイパス整備 【建設課】
- ・ 橋梁等の長寿命化計画の策定【建設課】
- ・ 船川港耐震強化岸壁の整備促進 【男鹿まると売込課】

最悪の事態 4-2 電気、石油、ガスの供給機能の停止

「大規模かつ長期にわたる停電」を回避するための推進方針

（電力施設・設備の強化）

① 東北電力（株）（秋田支店）では、水害・風害・塩害・雪害・地震等の各自然災害による停電を防止するため、発電設備、送配電設備、通信設備等に関する技術基準等に適合した設備設計とすることに加え、定期的な巡視・点検など保守業務にも万全を期すこととしている。【東北電力（株）秋田支店】

「石油類燃料が確保できない」ことを回避するための推進方針 （災害時における石油類燃料の確保～秋田県石油商業協同組合） ②市は、秋田県石油商業組合と「災害時における石油燃料の供給に関する協定」を締結しており、災害時には緊急支援車両や避難所の暖房用等に必要な石油類燃料の調達・供給を要請することとしており、引き続き連携を図っていく。【総務課危機管理室】 「長期にわたるガスの供給機能の停止」を回避するための推進方針 （ガス施設の耐震化） ③ 施設の老朽化対策と併せ、補助制度等を活用し、導管及び製造設備等の耐震化を推進し、供給の安定化を図る。【ガス工務課】
【重要業績指標】目標値 ・ 秋田県石油商業組合と「災害時における石油燃料の供給に関する協定」を H27 時点 締結済み【総務課危機管理室】 ・ ガス導管（幹線）の耐震化 H27 時点 53% ⇒ H33 目標 62%【ガス工務課】 ・ ガス施設 B C P（業務継続計画）の策定 H28 策定済み【管理課】

最悪の事態 4-3 上水道等の長期間にわたる機能停止

「上水道機能の停止」を回避するための推進方針 （水道施設の耐震化） ① 施設の老朽化対策と併せ、補助制度等を活用し、配水管・配水池及び浄水場における管理棟・ポンプ等の耐震化を推進し、給水の安定化を図る。【上下水道課】
【重要業績指標】目標値 ・ 上水道（幹線）の耐震化率 H27 時点 2.6% ⇒ H33 目標 4.2%【上下水道課】 ・ 上水道施設 B C P（業務継続計画）H28 策定済み【管理課】

最悪の事態 4-4 污水处理施設、廃棄物処理施設等の長期間にわたる機能停止

「下水道施設等の機能の停止」を回避するための推進方針 （下水道施設等の耐震化） ① 地震時における最低限必要な下水道機能確保のため、補助制度等を活用し、施設の耐震化を推進し、下水処理の安定化を図る。 また海岸付近に位置する主要な施設については、津波等を考慮した耐水性についても検討する 【上下水道課】 （下水道施設等の老朽化対策） ② 長寿命化計画を策定し、老朽化対策を進めるとともに幹線管渠について耐震診断を行い、必要な耐震化対策を推進する。【上下水道課】

「汚水処理施設の機能停止」を回避するための推進方針

（合併浄化槽の設置促進）

③ 発災後、住宅からの生活排水を速やかに排除するため、下水道整備とあわせ、合併浄化槽の設置を促進する。【生活環境課】

「し尿処理が滞る」ことを回避するための推進方針

（し尿処理施設等の耐震化）

④ し尿処理施設の耐震化や津波等を考慮した耐水性の検討を促進するとともに、非常用電源の設置や燃料の備蓄、薬品・希釈水確保などの対策により、災害時に自立稼働する体制の構築を促進する。【生活環境課】

「廃棄物処理が滞る」ことを回避するための推進方針

（災害廃棄物の処理対策）

⑤ 男鹿市地域防災計画に基づき、他市町村との支援調整や仮置き場の確保等、発生する災害廃棄物対応への体制を図るとともに、市民・事業者との連携のもと円滑な処理を推進する。

また運用方針を定めるためマニュアル等を整備する。【生活環境課】

【重要業績指標】 目標値

- ・ 地震対策上重要な処理場・ポンプ場施設の耐震化率（下水道） H27 時点 100% ⇒ 維持【上下水道課】
- ・ 地震対策上重要な処理場・ポンプ場施設の耐震化率（農業集落排水） H27 時点 100% ⇒ 維持【上下水道課】
- ・ 地震対策上重要な処理場・ポンプ場施設の耐震化率（漁業集落排水） H27 時点 100% ⇒ 維持【上下水道課】
- ・ 下水道施設等の長寿命化計画の策定 幹線管渠の耐震化 【上下水道課】
- ・ 下水道施設等 B C P（業務継続計画） H28 策定済み 【管理課】
- ・ 合併浄化槽整備事業費補助 H27 単年度実績 3 基 ⇒ H28～H33（合計） 目標 71 基【生活環境課】
- ・ 廃棄物処理関係マニュアル等の策定 【生活環境課】

最悪の事態 4-5 信号機の全面停止等による重大交通事故の多発

「信号機の全面停止」を回避するための推進方針

（停電時の信号機減灯対策）

- ① 災害発生による道路交通の混乱防止を図るため、信号機電源付加装置の整備など、停電時の信号機減灯対策を促進する。【秋田県警察本部】

【重要業績指標】目標値

- ・ 自動起動型信号機電源付加装置の整備促進【警察本部】
- ・ 電池式信号機電源付加装置の整備促進【警察本部】

最悪の事態 4-6 電話、携帯電話など情報通信機能の麻痺・長期停止

「長期にわたる電話、携帯電話の通信停止」を回避するための推進方針

（電話施設・設備の強化）

- ① NTT 東日本（秋田支店）では、地震・火災・風水害等に強い設備づくり、通信伝送路の複数ルート化やループ化を行うとともに、移動電源車やポータブル衛星等の災害対策機器を配備し、災害等の不測の事態に備えている。また、災害時の避難施設等での早期通信手段確保及び帰宅困難者の連絡手段確保のため、無料で利用できる特設公衆電話の事前配備を進めている。

市ではNTTと連携し、指定避難所（福祉避難所含む）に特設公衆電話の設置を行う。【東日本電信電話（株）秋田支店】【総務課危機管理室】

（携帯電話設備の信頼性向上）

- ② NTTドコモでは、システムとしての信頼性向上として大ゾーン基地局の設置や、通信設備の耐震補強、中継伝送路の多ルート化および通信設備の二重化など通信網の整備を行っている。また、重要通信の確保のため、防災機関などに対する災害時優先電話制度、効果的なネットワークコントロール、および自治体等への携帯電話や衛星携帯電話の貸し出しを行っている。【（株）ドコモC S東北 秋田支店】

【重要業績指標】

- ・ 指定避難所等（福祉避難所含む）への特設公衆電話の設置 H28 時点 27 箇所 【総務課危機管理室】

目標5. 大規模自然災害発生後であっても、経済活動を機能不全に陥らせない

最悪の事態 5-1 サプライチェーンの寸断等による経済活動の停滞

「市内の企業活動が停止する」ことを回避するための推進方針

（企業における業務継続体制の強化）

- ① B C P（業務継続計画）策定の専門的ノウハウを有する保険会社等の民間企業との連携を図り、市内企業の B C P 策定を促進する。【男鹿まると売込課】

【重要業績指標】

- ・市内企業 B C P（業務継続計画）の策定【男鹿まると売込課】

最悪の事態 5-2 石油コンビナート・大規模商業施設の損傷、火災、爆発等

「石油コンビナート・大規模商業施設の損壊、火災、爆発等」を回避するための推進方針

（石油コンビナート防災計画の見直し）

- ① 「秋田県石油コンビナート等防災計画」の修正に伴い、地域防災計画を修正する。また関係機関・自主防災組織による合同訓練を実施し、災害時の初動対応、避難等の必要な措置の習熟を図り、コンビナート周辺地区の耐災害性を強化する。【総務課危機管理室】

（大規模商業施設の防災訓練の実施）

- ② 商業施設ごとの防災訓練を実施し、災害時の初動対応、緊急点検、消火放水、避難等の必要な措置の習熟を図るよう働きかける。【総務課危機管理室】

【重要業績指標】 目標値

- ・秋田県石油コンビナート等防災計画の見直しに伴う地域防災計画の修正、関係機関・自主防災組織による合同訓練【総務課危機管理室】
- ・大規模商業施設の防災訓練（年1回程度）の実施【総務課危機管理室】

最悪の事態 5-3 農業、漁業の停滞

「農業施設、漁業施設等の倒壊等」を回避するための推進方針

（農林水産業生産基盤の耐震化）

- ① 農業協同組合、漁業協同組合と連携を図り、集荷施設、荷捌所等、基幹施設の耐震化を促進する。また、食品産業従事者、関連産業事業者との連携、協力体制の拡大や生産流通過程に係る B C P 策定を促進する。【農林水産課】

（漁港施設の老朽化対策）

- ② 市管理漁港において、機能保全計画を策定し、施設の適正な維持管理を図る。【農林水産課】

【重要業績指標】

- ・ 集荷施設、荷捌所等、基幹施設の耐震化の促進【農林水産課】
- ・ 男鹿市地区水産物供給基盤機能保全計画 H28 策定予定【農林水産課】

最悪の事態 5-4 商工業、観光等の産業の停滞**「地域経済が停滞し、地域の活力が失われる」ことを回避するための推進方針****（関係団体との連携）**

- ① 商工会、観光協会等関係団体と連携を図り、事業者等における被災後の事業の早期復旧と経営の再開に向けた対策に取り組むため、講習会等を実施する。また、災害による失業、消費意欲減退に伴う経済的な影響について、適切な対応を検討する。【観光課】【男鹿まるごと売込課】

（宿泊施設の耐震化）

- ② 宿泊施設の耐震化の促進を図るとともに、宿泊客の安全を図るため普及啓発に取り組む。また、外国人への対応を含む災害情報の伝達体制の強化など、災害時における観光客の安全確保に向けた取組を推進する。【観光課】

【重要業績指標】

- ・ 事業者等における被災後の事業の早期復旧と経営の再開に向けた講習会等の実施【観光課】【男鹿まるごと売込課】
- ・ 宿泊施設の耐震化の促進【観光課】

目標 6. 制御不能な二次災害を発生させない**最悪の事態 6-1 ため池、ダム、防災施設等の損傷・機能不全による二次災害の発生****「防災施設の損壊等」を回避するための推進方針**

再掲 1－2

（海岸関連施設の老朽化対策）

県で、今後策定する長寿命化計画に基づき、緊急度の高い施設から優先的に整備を進めるなど、より一層の対策を促進する。【建設課】

再掲 1－3

（河川・ダム関連施設の老朽化対策）

今後策定する長寿命化計画に基づき、緊急度の高い施設から優先的に整備を進めるなど、より一層の対策を推進する。【建設課】【農林水産課】

再掲 1－4

（砂防関連施設の老朽化対策）

県で今後策定する長寿命化計画に基づき、緊急度の高い施設から優先的に整備を進めるなど、より一層の対策を促進する。【建設課】

「ため池の決壊等」を回避するための推進方針 （ため池ハザードマップの整備） ① 防災重点ため池（下流に人家、公共施設等がある大規模なため池）について、県と連携を取りながら、ハザードマップを作成し、地域住民に情報提供するとともに、土地改良区などへ管理体制の強化を働きかける。 【農林水産課】 （農業用ため池の整備） ② 老朽化等により漏水・クラック・断面変形などが認められるため池については、県と連携を取りながら、詳細調査をし、補修・補強等を進める。【農林水産課】
【重要業績指標】 目標値 ・ 土砂災害対策施設の整備の促進【建設課】 ・ 農業用ため池ハザードマップの作成 H20～H29 作成予定【農林水産課】 ・ 老朽ため池の補修・補強工事の実施の促進【農林水産課】

最悪の事態 6-2 農地・森林等の荒廃による被害の拡大
「農地・森林等の荒廃による防災機能の低下」を回避するための推進方針 （農業・農村の多面的機能の確保） ① 農業・農村の多面的機能の確保のため、中山間地域等での農業生産活動や農地・農業用施設の維持・保全活動を促進する。【農林水産課】 （農地・農業水利施設の保全管理） ② 基幹的農業水利施設のうち、詳細な診断を要するものについては、劣化状況把握等の機能診断を行い、必要な長寿命化対策を進める。【農林水産課】 （森林整備の推進） ③ 土砂災害や洪水、雪崩等の防止・緩和効果のある森林育成のため、森林組合等と連携をし、間伐等の実施を推進するとともに自然と共生した多様で健全な森林づくりを推進する。【農林水産課】 （治山対策の推進） ④ 山地災害危険地区の周知と併せて、荒廃森林や荒廃危険地における治山ダム等を整備し、土石流や流木対策を含む事前防災対策の強化を促進する。【農林水産課】
【重要業績指標】 目標値 ・ 農地・農業用水利施設等 機能保全計画策定数 H27 時点 1 施設 滝川ダム 【農林水産課】 ・ 人工林間伐の実施 H27 単年度実績 面積 91ha ⇒ 森林経営計画を策定して実施 【農林水産課】 ・ 治山施設の整備促進 【農林水産課】

最悪の事態 6-3 有害物質の大規模拡散・流出及び風評被害等による影響

「油・有害物質等の流出事故による環境汚染・風評被害」を回避するための推進方針

（有害・危険物質対応訓練）

- ① 河川・海岸・港湾区域において、油・有害物質等の流出事故が発生した場合に、防除・回収作業を的確に実施するため、国・県の関係機関と連携し、訓練を行うとともに、対応マニュアルを策定する。【生活環境課】

（国内外への情報発信）

- ② 災害発生による風評被害の影響を最小化するため、報道機関等と連携し、適切な情報の発信に努める。
【総務課危機管理室】

【重要業績指標】 目標値

- ・「自治体環境部局における化学物質に係る事故対応マニュアルの策定の手引き」に基づく事故対応マニュアルの策定 【生活環境課】

目標 7. 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

最悪の事態 7-1 復旧・復興を担う人材・機材の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

「災害時に建設事業者の協力が得られない」ことを回避するための推進方針

（災害対応に不可欠な建設業との連携）

- ① 市は、災害時の応急対策が迅速に行われるよう、男鹿市建設業協会と「災害時の応急対策活動協力に関する協定」を締結するなど、建設関係団体と協力体制の構築を図っており、今後とも継続的な連携を維持していく。【総務課危機管理室】

（建設産業の担い手の育成・確保）

- ② 災害発生時の復旧・復興のほか、今後早急な対応が求められるインフラの老朽化対策などを着実に進めるため、市と業界団体が連携して担い手となる建設産業従事者の育成・確保の観点などについて取り組む。
【建設課】

「災害ボランティアの受け入れが滞る」ことを回避するための推進方針

（災害受援計画の策定）

- ① ボランティアの受け入れ体制等を円滑に行うため「災害受援計画」を策定しており、男鹿市社会福祉協議会と連携した訓練等の実施により、受入体制等の充実を図る。【総務課危機管理室】

【重要業績指標】 目標値

- ・男鹿市建設業協会と「災害時の応急対策活動協力に関する協定」を H27 時点締結済み 【総務課危機管理室】
・男鹿市災害受援計画に基づく訓練等 【総務課危機管理室】

最悪の事態 7-2 地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

「災害時における地域コミュニティの減退」を回避するための推進方針

（市民一人ひとりの災害対応力・自助力及び共助力の向上）

- ① 行政による「公助」では一定の限界がある為、自分の身は自分で守る「自助」や住民同士が助け合う「共助」といった地域での取組みを推進するよう講習会等により自主防災組織に働きかける。【総務課危機管理室】

（自主防災組織の強化）

- ② 地域の防災力を高めるため、地域防災リーダーである防災士の資格取得を自主防災組織に働きかける。
【総務課危機管理室】

【重要業績指標】目標値

- ・ 市内における防災士数 H27 時点（累計） 9 人（市職員） ⇒ H33（累計）目標 15 人【総務課危機管理室】